

【令和４年第３回定例会 議会運営委員会委員長報告資料】

令和４年６月２３日 議会運営委員長 原 典之

○「請願第３０号 川崎市議会議長の橋本勝議員に対し民主主義を尊重した議事運営を求める請願」

《請願の要旨》

定例会初日６月６日（月）の本会議を傍聴したところ、議長が法律の解釈を一方的に押し付け、一人の議員を排除する言動を議会の場で行ったことから、議会運営に疑義が生じたため、議会の運営において何人に対しても民主主義を尊重した議事運営を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

定例会初日の本会議昼休憩時に、「決議案第３号 居住実態について疑惑がもたれている秋田恵議員に対し、事実関係の説明を行うことを求める決議」が各派共同提案として議長宛てに提出され、その際、当日の本会議での議決の申し出がなされた。

同じく昼休憩時に、議会運営委員会が開催され、決議案第３号を当日の本会議に追加し、各会派一致の決議として取り扱い、直ちに起立による採決を行うこと、また、秋田恵議員が除斥の対象となるため、議長から退席を求めることが確認された。

本会議再開後は、会議規則第８８条第１項の規定に基づき、決議案第３号を日程に追加し、日程第７として直ちに議題とすることを議長が諮った。

議長は一旦可決の宣告をしたが、秋田議員から異議がある旨の発言があったため、決議案第３号を日程に追加し、日程第７として直ちに議題とすることについて、会議規則第８８条第２項に基づき、改めて起立の方法で表決を行ったところ、秋田議員のみ反対したため、起立多数をもって議題とすることが決定された。

決議案第３号が議題となったため、議長から秋田議員に対し、地方自治法第１１７条の規定により退席の求めがあった。

退席を求められた秋田議員からは、「異議がありますので発言の許可を求めます。」との発言があったが、議長から、秋田議員は除斥の対象であり、地方自治法第１１７条の規定により、本件議事に参与することができないため、発言を許可することができないことの説明がなされた上で、改めて秋田議員に退席の求めがあった。

秋田議員はこれに応じて退席した。

なお、秋田議員の退席後、決議案第３号の採決を行ったところ、総員起立であった。

《取り扱い》

- ・ 事実確認ができないため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 請願内容は適切ではないと思われるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択